

トラック運転者の健康診断（脳ドック）助成金交付要領

（公社）福島県トラック協会

1. 目的

公益社団法人福島県トラック協会（以下「協会」という。）の、協会会員事業者（以下「会員」という。）、協会未加入事業者（以下「非会員」という。）が行ったトラック運転者の健康診断（脳ドック）に対し、その費用の一部を助成することとし、運転者の脳血管障害による事故を未然に防止し、交通安全対策に資することを目的とする。

2. 助成対象者

助成対象者は、福島県内会員（支店、営業所等含む）に勤務する40歳以上の運転者とする。

入会后6ヶ月以上経過した会費で、会費の未納がないこと。

非会員はGマーク認定事業者とする。

ただし、年度内1事業者15人を上限とする。

3. 助成対象検査

助成対象となる検査は、MR検査（頭部MRIと頭部MRA撮影）とする。

ただし、保険診療のMR検査は対象としない。

4. 助成実施期間

令和2年4月1日より令和3年2月28日までとする。

ただし、予算額に達した場合、その時点で終了とする。

5. 助成予算額

2,000,000円

6. 助成金額

交付に対する助成金は、受診者一人に対し、年1回10,000円を上限とする。

ただし、10,000円未満の場合はその額とする。

7. 助成金の請求

会員、非会員は、「トラック運転者に対する健康診断（脳ドック）助成金交付申請書」に検査・医療機関の請求書及び領収書の写し、生年月日を確認できる書類の写し、検査費用明細書を添付して協会に提出する。

ただし、検査費用明細書がない場合、検査結果の写しを添付すること。

8. 提出期限

助成金交付申請書の提出期限を令和3年2月28日までとする。

9. 交付金の交付

協会は、助成金交付申請書等の内容を審査し、適正と認めるときは、申請者に対して助成金を交付する。

10. 実施日

令和2年4月1日から実施する。